

# 鳥取県スーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会運営要綱

鳥取県教育委員会

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、鳥取県スーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会（以下「運営指導委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

## (調査審議する事項)

**第2条** 運営指導委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第2で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 高等学校における理数系教科に係る教育課程の研究開発に関すること。
- (2) (1)の成果の検証及び評価の効果的な手法開発に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、鳥取県内の高校生等への理数教育の充実に関すること。

## (組織)

**第3条** 運営指導委員会は、各校に、1校あたり委員7人以内をもって組織する。

## (委員)

**第4条** 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、任命の日から任命の日の属する年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

## (委員長)

**第5条** 各校の運営指導委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 各校の委員長は、会務を総理し、各校の運営指導委員会を代表する。
- 3 各校の委員長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

## (委員会)

**第6条** 各校の運営指導委員会は、各校の委員長（委員長が定まる前にあつては運営指導委員会の庶務を行う所属の長）が招集し、各校の委員長がその議長となる。

- 2 各校の運営指導委員会は、各校の委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 各校の運営指導委員会の議事は、各校の出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、各校の委員長の決するところによる。

## (庶務)

**第7条** 運営指導委員会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局高等学校課において行う。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。